

令和 2 年 2 月 12 日
都 市 局
まちづくり推進課

民間誘導施設等整備事業計画（名古屋テレビ塔全体改修工事）を認定

～名古屋テレビ塔にホテル・商業施設を整備し、にぎわいを創出～

（愛知県名古屋市）

国土交通大臣は令和 2 年 2 月 12 日、都市再生特別措置法の規定に基づき、同年 1 月 22 日付けで名古屋テレビ塔株式会社から申請のあった民間誘導施設等整備事業計画（名古屋テレビ塔全体改修工事）について認定しました。

本事業では、名古屋テレビ塔（名古屋市栄地区）の免震改修及びリニューアル工事を行い、展望施設やハイグレードホテルなどを整備することで、多くの人々が市内外から集うような賑わい空間づくりを行うとともに、シンボル性を強化した発信力のある公園を一体的に創出し、訪れて楽しいまちづくりを推進します。

なお、本事業は、全国で 3 例目の「民間誘導施設等整備事業計画」の認定案件となります。事業の概要は以下のとおりです（詳細は別紙参照）。

- ・ 事業者
名古屋テレビ塔株式会社
- ・ 事業の名称
名古屋テレビ塔全体改修工事
- ・ 事業施行期間
平成 31 年 2 月 7 日～令和 2 年 6 月 30 日
- ・ 事業区域
名古屋市中区錦三丁目 46 番の一部



[参考] 計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく金融支援等が設けられています。

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担 当：^{おしんべ}忍海邊、松下、清水

電 話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)

F A X：03-5253-1589

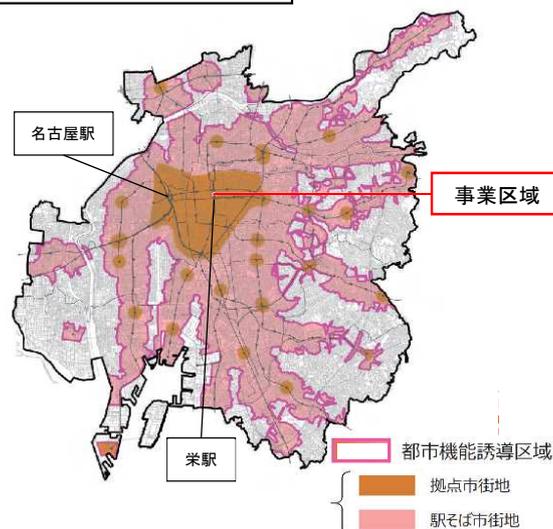
民間誘導施設等整備事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 令和2年2月12日
2. 申請事業者の名称 名古屋テレビ塔株式会社
3. 誘導施設等整備事業の名称 名古屋テレビ塔全体改修工事

4. 誘導施設等整備事業の目的

本事業では、名古屋テレビ塔（名古屋市長栄地区）の免震改修及びリニューアル工事を行い、展望施設やハイグレードホテルなどを整備することで、多くの人が市内外から集うような賑わい空間づくりを行うとともに、シンボル性を強化した発信力のある公園を一体的に創出し、訪れて楽しいまちづくりを推進する。

位置：愛知県名古屋市



5. 事業施行期間 平成31年2月7日
～ 令和2年6月30日

6. 誘導事業区域

- (1) 位置 名古屋市中区錦三丁目46番の一部
- (2) 面積 2,015.44㎡

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上5階 地下1階	1,226.48㎡	3,740.30㎡ (3,633.53㎡)	2,015.44㎡	180.28%	60.85%
合計		1,226.48㎡	3,740.30㎡ (3,633.53㎡)	2,015.44㎡		

(2) 建築物の構造方法、設備及び用途

〔建築物番号1〕

- ・ 構造 鉄骨造 一部鉄骨鉄筋コンクリート
- ・ 設備 受変電設備、発電機設備、電力幹線設備、幹線・動力設備、照明設備、防災設備、空調設備、換気設備、機械排煙設備、衛生設備、昇降機設備
- ・ 用途 ホテル、展示場、飲食店、事務所

(3) 公共施設の種類・規模等

広場：1,366.23㎡（デッキ部分：319.86㎡）

8. 事業スケジュール

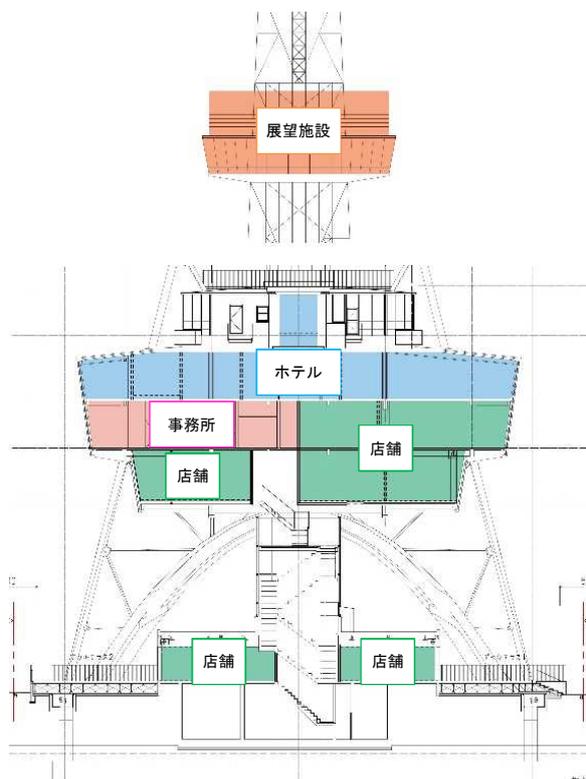
平成 31年 2月 7日 着工
令和 2年 6月 30日 竣工

平成 29年度				平成 30年度				令和元年度				令和 2年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
実施設計、建築確認申請等															
								着工							
								竣工							

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

